

リスク管理基本方針

村上信用金庫

1. 基本的な考え方

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展などにより、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑化かつ多様化しており、経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっている。このような金融環境のもと、当金庫はリスク管理を多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じて収益力の向上を図り、適正な業務の遂行を可能にするものと考え、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでいく。

(1) 健全経営

当金庫は、健全かつ安定した経営を行うため、低リスクを基本とした資産・負債の総合管理を徹底し、自己資本の充実に努める。

(2) 適切なリスク管理

当金庫は、総合的なリスク管理の下、リスクの分散と極小化に努め、リスクの総量が当金庫の体力を上回らないよう適切に管理する。

(3) 安定収益の確保

当金庫は、総合的なリスク管理の下、リスクに見合った適切な収益を確保すると共に収益の安定化を図る。

2. 位置づけ

本基本方針は、適切なリスク管理を実現するために必要な施策・指示を含み、当金庫の全ての資源、業務を対象としたリスク管理に関する統一方針である。従って、リスク管理に関わる全ての施策は、本基本方針に基づいて実施されると共に、リスク管理に関わる全ての規定、マニュアルなどは本基本方針に基づいて策定される。

3. リスク管理体制

当金庫は、多岐にわたるリスクを可能な限り統一的な尺度で統合的に把握・運営していく「統合リスク管理」を基本とする。

(1) 統合リスク管理

- ① 当金庫の各業務において発生する様々なリスクを商品、業務、組織を超えて統合的に把握し、当金庫の意思決定に必要な情報を集約する組織として「統合リスク管理委員会」を設置する。
- ② 「統合リスク管理委員会」は、委員長・委員および各部会長によって構成され、リスク情報に基づく業務運営方針、リスク管理体制に関する検討を行う。
- ③ 経営全般のリスク管理態勢に関する重要事項については、「統合リスク管理委員会」での検討経緯・結果を基に常勤理事会に諮り承認を得て、理事会において審議・決定する。

(2) 部門別リスク管理

各リスクに統括・管理する主管部署を次のとおり定める。

- ① 各リスク管理の総合調整及び統合リスク管理については、総合企画部が担当する。
- ② 市場関連リスク管理・流動性リスク管理・オペレーショナル・リスク(法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク)管理については、総務部が担当する。
- ③ 信用リスク管理については、審査管理部が担当する。
- ④ オペレーショナル・リスク(事務リスク・システムリスク)管理については、業

務部が担当する。

(3) 管理責任者

各リスク部門の管理責任者は、次のとおりとする。

- ①各リスク部門に主管部署の部課長によるリスク管理責任者を置く。リスク管理責任者は、担当リスクの適切な管理・運営について責任を負う。
- ②リスク管理責任者は、部門のリスク管理担当者を任命する事が出来る。リスク管理担当者は、担当リスクに関わる情報収集・計測・分析・指導を行い、担当リスクの適切な管理・運営を有効に機能させる。

(4) 部門別リスク管理の統括

部門別リスク管理の統括部門を総合企画部とし、関係部門間の調整とともに各リスク管理部門への支援等を行う。

(5) 担当部会

各種リスクの管理検討部会として「リスク管理検討部会」を置き、各リスクについて情報収集し調査・検討を行い、その結果を「統合リスク管理委員会」に報告する。

(6) リスク状況の報告

当金庫は、関係するリスクを常に把握し、適切に管理、対処する必要がある。このため、「統合リスク管理委員会」は、常勤理事会に対し定期的かつ随時に、当金庫の関わるリスクとその状況について報告を行う。

4. 監査体制

監査室は、本基本方針に基づいたリスク管理態勢全般の整備状況や機能発揮の状況のほか、本部各部・営業店におけるリスク管理に関する諸規程、マニュアル等の遵守状況に対する監視、検証の職務を担う。

5. 周知・徹底

リスク管理の実効性を高めるため、全ての役職員（嘱託、臨時職員、パートタイマーを含む）がリスク管理の重要性を認識し、本基本方針を遵守しなければならない。

また、理解・認識を高めるため、教育・研修などを積極的に行い、職員への周知・徹底を図る。

6. 法令の遵守

当金庫および当金庫の役職員は、本基本方針に基づいてリスク管理の施策を実施するにあたっては、関係する法令を遵守し、これに従う。又、関係する法令の周知・確認は、総務部が統括、支援する。

7. 本基本方針の見直し

本基本方針の内容を変更する必要があるが生じた場合は、理事会で審議し、決定する。

以上